

3 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

【制度の概要】

令和8年度の税制改正により、青色申告の承認を受けている内国法人（以下「青色申告法人」という。）が、その関連者（注1）との間で関連者間取引（注2）を行った場合において、その関連者間取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類（自己の作成したこれらの書類でその写しがあるものはその写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にはその電磁的記録を、それぞれ含む。）で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの（取引関連書類等）に、その取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（以下「特定事項記載書類」という。）をその取引を行った事業年度の申告書の提出期限までに取得し、又は作成し、その特定事項記載書類を整理し、起算日から7年間、これを納税地等に保存しなければならない特例が創設された（規59の2①）。

また、内国法人である普通法人等（注3）についても、同様の特例が創設された（規67の2①）。

（注1） 関連者とは、法人で、その青色申告法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等（自己株式等を除く。）の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいう。

（注2） 関連者間取引とは、次の(1)又は(2)の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額の基となるものをいう。

(1) 関連者がその青色申告法人に対して行う工業所有権等（注4）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含む。）

(2) 関連者がその青色申告法人に対して行う役務の提供のうち一定のもの

（注3） 普通法人等とは、普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告法人を除く。）をいう。

（注4） 工業所有権とは、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの、著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）又は著作権法第2条第1項第10号の2《定義》に規定するプログラムの同項第1号に規定する著作物をいう。